

# 公 告

下記の建設工事について次のとおり一般競争入札を行うので、南さつま市契約規則(平成17年南さつま市規則第41号)第2条及び南さつま市条件付一般競争入札実施要綱(平成25年南さつま市告示第180号)第5条の規定に基づき公告する。

令和6年4月26日

南さつま市長 本坊 輝雄



## 記

工 事 発 注 表	
工事番号	建 52 号
工事発注部課名	産業おこし部商工水産課
発注工事種別	管工事
工事名	さんばる・るびなす空調機取替工事
工事場所	南さつま市 加世田高橋 地内
入札方法	電子入札システムで行うものとする。
工事概要	空調室外機2台 取替 室内機 8台
工期	令和6年5月21日 ~ 令和6年9月17日
予定価格(税抜き)	落札者の決定後に公表する
最低制限価格設定の有無	有
工事費内訳書の提出の要・不要	要 ※注(2)
工事成績評定対象の有無	有
発注区分・条件	以下の条件を満たしていること。 南さつま市建設工事入札参加資格格付の 管工事 S・A 級を有している者
入札保証	免除
契約保証	要
前金払いの有無	有
閲覧設計図書等	南さつま市ホームページにて閲覧及びダウンロードしてください。 閲覧期間 令和6年4月26日(金)午前8時30分から 令和6年5月7日(火)午後5時15分まで
入札参加申込期限	令和6年5月1日(水)正午まで

入札参加申込先	かごしま県市町村電子入札システム ※入札参加申込書(様式はホームページに掲載)を添付のこと。
入札参加確認通知書送付期限	令和6年5月2日(木)午後5時15分まで
質問受付期間	令和6年4月26日(金)午前8時30分から 令和6年5月2日(木)午後5時15分まで
質問受付場所等	南さつま市総務企画部 財政課 財産契約係へ書面により提出(質問書の様式はホームページに掲載) FAX 0993-52-0113
質問回答期限	令和6年5月7日(火)午後5時15分まで(※随時回答しますが、最終回答期限を示しています。)
質問回答場所	質問内容に応じ、南さつま市ホームページに掲載することにより回答
入札書受付期間	令和6年5月8日(水)午前8時30分から 令和6年5月10日(金)午前9時まで
開札予定年月日	令和6年5月10日(金)午前10時から
開札場所	南さつま市総務企画部 財政課 財産契約係
参加資格に関する事項	(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
	(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を有する者で、南さつま市建設 工事等指名競争入札参加有資格者名簿に登録されているものであること。
	(3) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。
	(4) 市が公告の際に提示した条件等に適合するものであること。
	(5) 当該工事に建設業法第19条の2規定による現場代理人及び同法第26条の規定による主任技術者、 監理技術者等を適正に配置することができること。 ※注(4)
	(6) 公告から入札時までの期間において、南さつま市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (平成17年南さつま市告示第98号)の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
	(7) 南さつま市に納税義務がある入札参加者の場合は、市税等の滞納がない者であること。
	(8) 前各号に掲げるもののほか、法令、規則等に違反していない者であること。
	(9) 本年度、本工事個所に引き続き同一工種工事が発注された場合には、原則として本工事の受注者は 当該工事を受注できないものとする。
	入札の無効に関する事項
(2) 談合その他不正な行為があったと認められる入札	
(3) 入札参加申込書を提出していない者又は虚偽の入札参加申込みをした者のした入札	
(4) 工事費内訳書を提出しない者又は工事費内訳書が未提出であると認められる者のした入札	
(5) 2以上の入札書(紙入札参加者が紙入札及び電子入札により提出した入札書)による入札	
(6) その他入札に関する条件に違反したと認められる入札	
落札者の決定方法	予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で最低の価格で入札した者を落札者とする。
注意事項(※)	(1) 入札参加申込書及び入札書等を提出する際は、かごしま県市町村電子入札システムにより行うこと。
	(2) 入札書を提出する際に、工事費内訳書(様式はホームページに掲載)を添付すること。
	(3) かごしま県市町村電子入札システムにて入札参加申し込み後、やむを得ない理由で電子入札をするこ とができない場合は、入札書提出締切日の前日までに紙入札参加申請書を提出し、承認を得ること。
	(4) 主任技術者及び監理技術者は、公告日現在において、連続して3月以上の直接的な雇用関係にある 者であること。
	(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金 額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格 とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約 金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	(6) その他、かごしま県市町村電子入札システム利用者規約による。